

公有財産賃貸借契約書（自動販売機設置）

貸付人 浦添市（以下「貸付人」という。）と借受人_____（以下「借受人」という。）は、次の条項により公有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 貸付人、借受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 借受人は貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

所在及び建物名称	貸付個所	台数	貸付面積
浦添市〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	1 台	〇㎡

（使用目的）

第3条 借受人は、貸付物件を自動販売機及び容器回収ボックス設置の用として使用するものとし、この用途（以下「指定用途」という。）以外の目的に使用してはならない。

2 借受人は、貸付物件を指定用途に供するにあたっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとし、期間満了時において本契約の更新は行わないものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、浦添市契約規則第6条による。

（貸付料）

第6条 貸付料は、次のとおりとする。

1 基本貸付料（年額） 〇〇〇〇円

2 売上連動型貸付料（月額） 月ごとの売上額に貸付料率〇パーセントを乗じて得た額（円未満切捨て）。賃貸借期間に1月未満の端数があるときは、端数を切り上げて1月とする。

（貸付料の納付）

第7条 借受人は、前項に定める貸付料を貸付人の指定する方法により、貸付人が定める期日までに納付しなければならない。

（電気使用料及びその納付）

第8条 借受人は、設置する自動販売機ごとに電気使用料を計測するための子メーターを貸付人が指示するところにより設置しなければならない。

2 借受人は、自動販売機の運転に必要な電気使用料を貸付人の指定する方法により、貸付人が定める期日までに納付しなければならない。

(遅延利息)

第9条 借受人が第6条に定める貸付料又は第8条に定める電気使用料を指定期日までに納付しなかったときは、借受人は、その期日の翌日から納付までの期間の日数に応じ、その納付すべき金額について年14.6%の割合を乗じて計算した金額を、遅延利息として貸付人に支払わなければならない。

2 前項により計算した違約金の額に100円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てるものとし、違約金の額が100円未満である場合は全額を切り捨てる。

(売上報告書の提出)

第10条 借受人は、本件賃貸借に係る自動販売機の売上状況をまとめた売上報告書を月ごとに作成し、翌月15日までに貸付人に提出しなければならない。

(費用負担)

第11条 自動販売機の設置、維持管理費及び撤去に要する費用は、借受人の負担とする。ただし、第18条第1号又は第2号の規定により撤去する場合は、この限りでない。

(物件の引渡し)

第12条 貸付人は、第4条に定める貸付期間の初日に、第2条に定める貸付物件を借受人に引き渡す。

(契約不適合責任)

第13条 借受人は、この契約締結後に、貸付物件に数量の不足その他の契約内容に適合しないものがあることを発見しても、既住の貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができないものとする。

(使用上の制限)

第14条 借受人は、貸付物件を第3条に定める使用目的以外の用途に使用してはならない。

(権利移譲等の禁止)

第15条 借受人は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約により生ずる権利を他に譲渡してはならない。

(物件保全義務)

第16条 借受人は、貸付物件を善良な管理のもとに維持保全しなければならない。

2 前項の維持保全に要する費用は、借受人の負担とする。

(実地調査等)

第17条 貸付人は、貸付物件の維持保全のために必要があると認めたときは、貸付物件について随時に実地調査をし、又は参考となるべき資料の報告を求め、貸付物件の維持保全に関し借受人に指示することができる。この場合、借受人は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(契約の解除)

第18条 貸付人は、次の各号の一つに該当するときは、この契約を直ちに解除することができる。

- (1) 貸付人において貸付物件を公用又は公共用に供するため必要となったとき。
- (2) 貸付人において貸付物件を第三者に譲渡する等の理由により必要となったとき。
- (3) 借受人が指定期日を経過してもなおこれを指定用途に供せず、又はこれを指定用途に供

した後、貸付期間内にその用途を廃止したとき。

(4) 借受人が貸付料を滞納したとき。

(5) その他借受人がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(6) 借受人が浦添市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 14 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員に該当するとき。

（原状回復）

第 19 条 借受人は、貸付期間が満了したとき又は前条の規定によりこの契約が解除され、若しくは解約したときは、貸付物件を原状に回復し、貸付人の立会い及び確認を経て貸付人の指定する期日までに返還しなければならない。

（損害賠償）

第 20 条 借受人は、その責めに帰する理由により貸付人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第 21 条 借受人は、貸付期間が満了した場合、又は第 18 条第 3 号から第 6 号までの規定により契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費、補修費等の有益費その他の費用があっても、これを貸付人に請求することはできない。

（契約の費用）

第 22 条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

（疑義の決定）

第 23 条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、貸付人及び借受人が協議して定めるものとする。

（裁判管轄）

第 24 条 この契約に関する訴訟は、貸付人の所在地を管轄する裁判所に提訴するものとする。

この契約を証するため、この契約書 2 通を作成し、貸付人及び借受人それぞれ記名押印して各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

貸付人 浦添市安波茶 1 丁目 1 番 1 号
浦添市
浦添市長 松本 哲治

借受人